	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義 について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われる よう意識啓発を行った。	SD研修やいじめ防止に関する理解度チェックで全教職員の共通理解と意識啓発を行った。	-	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	年6回以上の開催ができなかった。	定期開催するため、開催時期を記載したいじめ防止プログラム(年間計画)を策定した。プログラムどおり開催できなくなった場合は見直しを行う。	令和4年4月 実施済
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のい じめに関する研修を企画し、実施している。	「いじめ問題」をテーマにしたSD研修を企画し、実施した。	教員FD研修及び国立高専機構が制作したコンテンツを 活用したオンライン研修を実施した。	令和4年6月、11月 実施済
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、 「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知し た。	全教職員が利用するファイル共有システム(サイボウズ)、SD研修 やいじめ防止に関する理解度チェックで、いじめ対策委員会の役割 等を周知した。	-	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策 委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員 に周知した。	全教職員が利用するファイル共有システム(サイボウズ)を利用 し、周知した。	-	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が 学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報 告することを徹底した。	全教職員が利用するファイル共有システム(サイボウス)、SD研修 やいじめ防止に関する理解度チェックで、いじめ対策委員会へ報告 することを徹底した。	-	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の 定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する 「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対 策委員会」の役割を定めている。	全教職員が利用するファイル共有システム (サイボウズ) を利用 し、定義について周知するとともに、いじめ防止等基本計画でいじ め対策委員会の役割を定めている。	-	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員 で共有できるようになっている	関係教職員はいじめ対策委員会等各種委員会の陪席で、全教員へは 教員会議で情報共有できる体制となっている。	-	
9	令和3年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止 プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものと なっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	いじめ防止等基本計画等の検証を行い、いじめ防止プログラム及び 早期発見・事案対処マニュアルについて反映させるとともに、いじ め対策委員会規則の見直しも行った。	令和4年度の検証・結果等を踏まえ、見直しを実施する。	令和5年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめ対策委員会でアンケート結果を共有するとともに。実施した アンケートで気になる学生がいる場合は学級担任等関係各署へ情報 提供する体制をとっている。	-	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	SCは委員会の構成員の一人で、HPで役割も明確にしている。SCが 得た情報は、学級担任・学生相談室・事務担当等関係各署に情報共 有してもらえる体制となっている。	-	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	実施回数:3回(6月、1月、3月)	-	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	いじめ防止に関する研修会やいじめアンケート調査で「いじめの定義」やどのような行為がいじめに該当するのか具体的事例を紹介し、理解を深めてもらっている。	-	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による 防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	実施できなかった。	学生会 (新執行部) が取り組むべきいじめ問題につい て話し合いを実施する。	令和5年1月
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校HP、学校だより、新入生向け配布資料で本校いじめ基本防止計画やいじめ防止の取組状況の内容を周知した。	-	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、 「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを 徹底している。	いじめ防止等基本計画及び早期発見・事案対処マニュアルで対応方 針を伝えることを徹底している。	-	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等) で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力 体制を築いている。	いじめ防止等基本計画をHPで公開しているが外部の有識者との連携・協力体制は築いていない。	外部の有識者等で構成される会議(運営諮問会議) で、学校いじめ防止対策の評価を受ける。	令和5年1月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等 と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	警察・弁護士等と情報共有し、連携して対応がとれる体制ができて いる。	-	